

高知県立地企業経営基盤整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条及び高知県企業立地促進要綱（以下「促進要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、高知県立地企業経営基盤整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、促進要綱第6条第1項の規定に基づく指定企業（コンタクトセンター等の事業を行う高知県内の中山間地域に本店を置く事務系の誘致企業であって、県内にコンタクトセンター等の拠点を設けて事業を行うものに限る。）が、高知県内における円滑な操業の確保及び継続した事業活動を営むために必要とする費用の一部を助成することにより、県内企業となった誘致企業の経営基盤の強化と事業拡大を支援することで、本県産業の発展及び中山間地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンタクトセンター等 別表第1に掲げるもの
- (2) 県内新規雇用者 補助事業者が新たに雇用した、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者のうち、県内に住所を有し、継続して6月以上雇用される常用雇用者をいう。
- (3) 中山間地域 次のいずれかに該当する地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域
 - ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
 - エ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、指定企業のうち、操業開始後5年以内の企業とする。

- 2 補助事業者は、高知県内の中山間地域に本店を置く、事務系の誘致企業であること。

(補助対象事業、補助対象経費、補助要件等)

第5条 補助金の対象となる補助事業は、コンタクトセンター等の運営に係るものとする。

2 補助金の補助対象経費は、補助金の交付を受けようとするときまでに完了した前項第1号に掲げる事業であって、知事が必要であり、かつ、適当であると認めるものとし、補助要件、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、県の他の補助金(直接補助金又は間接補助金を問わず補助対象経費が同じものをいう。)の交付を受ける場合は、原則として対象としない。

3 知事は、補助事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、原則として、補助対象事業の着手予定日までに、別記第1号様式による補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 交付申請書には、次に掲げる関係書類を添えなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書
- (2) 事業計画書(県の他の補助金における今後2年以内の補助要件の達成と、事業拡大及び経営基盤の確立について記載した事業計画書)
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があった時は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物

品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定により通知された補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更の申請)

第9条 補助事業者は、第7条第2項の補助金交付決定通知書を受領した後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当したときは、直ちに別記第3号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費が増額することが明らかになった場合

(2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定による申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、別記第4号様式による補助金変更交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったとき等補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助事業中止等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第11条 規則第14条ただし書の規定に基づき、知事は補助事業者に対して補助金を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、四半期ごとの基準日(令和8年6月30日、令和8年9月30日、令和8年12月31日)から1月以内に別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

3 前項の概算払請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 補助事業実績調書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第7号様式によるものとし、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日時点の実績について、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から1月以内に、次に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績調書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 補助事業者は、第14条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第14条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による補助事業等実績報告を受理した場合は、報告書等の書類の審査及び現地調査を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第2項の規定に基づく承認をした場合にあつては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、補助金交付決定額（同項の規定に基づく承認をした場合にあつては、変更交付決定額）と補助金の確定額とが相違する場合は、別記第8号様式により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助の条件)

第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、第7条第2項各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

3 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、規則第 15 条に定めるもののほか、促進要綱第 10 条第 2 項の規定により指定企業の指定を取り消そうとするとき又は第 10 条の規定により補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、第 7 条第 2 項による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、第 1 項の規定に基づく取消しを行った場合であって、前項の規定に基づく補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業が複数年にわたる場合にあつては、最終の補助事業が完了した日）の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、又は保全しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を備えるとともに、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限された取得財産等について、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、事前に別記第 9 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(1) 前項の場合において、当該取得財産等の処分等を承認しようとするとき。

(2) 規則第 19 条第 1 項の規定に反し当該取得財産等の処分等を行ったとき。

(3) 指定企業が操業開始後 5 年以内に補助事業から撤退したとき。

(地位の承継)

第 19 条 合併、譲渡、相続その他の理由により補助事業者である企業等の地位が承継された

場合は、その承継人が、補助金を交付された地位を承継する。

(情報の開示)

第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 24 日から施行する。

2 第 6 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(失効の期限等)

3 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 15 条から第 18 条まで及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

<p>1 コンタクトセンター</p>	<p>専用回線等を利用してオペレーターが集約的に顧客へのサービス提供を行う業務</p>
<p>2 バックオフィス</p>	<p>経理、総務、人事等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務等を集約的に行う業務</p>
<p>3 IT・コンテンツ</p>	<p>まんが、イラスト、写真、フィギュア、キャラクター、ゲーム（オンラインゲーム、ゲーム専用機用ゲーム又はモバイル端末向けゲームをいう。）、モバイル端末向けアプリ、映像、動画、音楽、音声、デザイン、電子書籍、ソフトウェア、インターネット付随サービス等の人間の創造的活動により生み出されるものを指し、これらの企画、制作、流通又は管理、人材育成又はコンサルティング等を行う業務</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象事業	補助要件及び補助対象期間	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 コンタクトセンター等の運営に係る事業	<p>補助要件 県の他の補助金における今後2年以内の補助要件の達成と、事業拡大及び経営基盤の確立について記載した事業計画書を提出すること。</p> <p>補助対象期間 令和8年度 (R8.4.1~R9.3.31)</p>	<p>1 コンタクトセンター等の運営に係る事業を行うために必要とする次の経費 ①建物の賃借に要する経費（賃借料及び共益費） ②事業の用に供する通信等に要する経費（注1） ③償却資産の賃借に要する経費 ④従業員の募集及び研修等に要する経費（県内雇用者を対象としたものに限る。） ⑤従業員の人件費（注2）</p>	<p>1 ①建物の賃借に要する経費の2分の1 ②事業の用に供する通信等に要する経費の2分の1 ③償却資産の賃借に要する経費の2分の1（事業所におけるブース数×1.5万円×事業期間（月数）を乗じた金額を上限とする。） ④従業員の募集及び研修等に要する経費（定額） ⑤従業員の人件費（定額。ただし、1人当たり月額20万円を上限とする。）</p>	<p>補助対象期間における補助限度額 2,000万円</p> <p>下限額 100万円</p>

事業の用に供する通信等に要する経費（注1）

事業の用に供する通信及びクラウド型コールセンターシステム（CTI）に要する経費をいう。

従業員の人件費（注2）

令和8年度に新たに雇用され、かつ、一般被保険者（期間の定めのない労働契約を締結している者であって、当該事業所において正規の従業員として位置づけられている者。又は、期間の定めのある労働契約を締結している者であって、週所定労働時間が20時間以上の者）に限る。